

西会津町農業委員会

第23回 西会津町農業委員会総会 会議録

開催期日 令和7年7月22日

西会津町農業委員会

第23回 西会津町農業委員会総会会議録

1 開催の日時及び場所

日 時 令和7年7月22日（火）午前10時00分
場 所 西会津町役場 2階会議室

2 招 集 者 西会津町農業委員会会長 江川 新壽

3 本日の総会に出席した委員

(農業委員)

会 長 12番委員 江川 新壽

(農業委員)

1番委員 五十嵐新正 2番委員 三留弘法 3番委員 岩原 稔
4番委員 坂井康司 5番委員 江川政次 6番委員 新田良一
7番委員 佐藤健一 8番委員 星 敬介 9番委員 赤城タカ子
10番委員 武藤佐代子

(推進委員)

1番委員 若林陽三 2番委員 伊藤一郎 3番委員 須藤 修
4番委員 佐藤正光 5番委員 高橋光雄 6番委員 長谷川辰男
7番委員 佐藤勘一 9番委員 佐藤 武 8番委員 山口茂起
10番委員 結城重孝 11番委員 齋藤良房

4 本日の総会に欠席通告した委員

(農業委員)

会長職務代理者 11番委員 三瓶 常夫

5 総会に出席した職員等

事務局長 小瀧 武彦
事務局次長 齋藤 賢
事務局員 井上 慎人
農政係主査 古川 祐樹

(開 会)

○議長

皆さんおはようございます。暑い中お集まり頂きまして誠に有難うございます。本日は議題が多いわけでありますが、皆様のご協力を頂きましてスムーズに進めていきたいと思えます。

それではこれより総会を開会いたします。

本日の出席委員は農業委員の定数12名に対して11名が出席しておりますので、会議規則第9条の委員過半数出席により総会は成立しております。

それでは、これより「第23回西会津町農業委員会総会」を開会いたします。

本日の総会次第はお手元に配布したとおりでございます。

○議長

次に会議次第2. 会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第30条の規定によりまして、2番・三留弘法委員、9番・赤城タカ子委員をお願いをいたします。

○議長

続きまして、会議次第3. 報告事項に移ります。

報告第1号「主要業務報告」については、事務局の説明を求めます。

○事務局（齋藤事務局次長）

（主要業務について資料により報告。）

○議長

ただいま報告のありました「主要業務報告」について各委員から質問、意見をお願いしたいと思います。

○議長

質問ございませんか。無いようですのでこれで質疑を終わります。

○議長

続きまして、会議次第4. 付議事件に移ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」を議題といたします。

○議長

それでは事務局の説明をお願いいたします。

○事務局（齋藤事務局次長）

資料を基に説明

○議長

只今、事務局の説明が終わりました。続きまして現地調査をされた佐藤正光推進委員に報告を求めます。

○事務局（齋藤事務局次長）

佐藤正光推進委員がまだ来ていませんので私の方から説明いたします

7月7日（月）に現地調査を行いました。江川政次農業委員と星敬介農業委員と佐藤正光推進委員と事務局2名で行きました。

現地を7月7日に確認いたしましたが、その内容については今ほど説明した通りでございます。

田についてはこれまで同様に水田として畑につきましては少し手を加えて畑として管理するという事でございます。44頁の報告書につきまして佐藤推進員の方で調査確認をしたところ問題ないという事であります。以上です。

○議長

只今、事務局からの説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

○議長

ございませんか。ないようですので質疑を終わります。これより討論にうつ

ります。討論ござませんか。

○議長

討論なしと認めます。これで討論終わります。

これより議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」を採決いたします。

それではお諮りをいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。したがいまして議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」は原案のとおり承認されました。

○議長

続きまして、議案第2号「土地の現況確認について」を議題とします。それでは事務局の説明をお願いいたします。

○事務局（齋藤事務局次長）

資料を基に説明（現況確認）

○議長

只今、事務局の説明が終わりましたので、続きまして現地調査をされた若林陽三推進委員に報告を求めます。

○1番 若林陽三 推進委員

令和7年7月7日に現地調査を行いました。

事務局からも説明がありましたが、当該申請地は私の地元地区であり昔から

水の確保が難しい土地でありました。しかし30年程前から水の確保が困難となり最終的には耕作をあきらめざるを得ない状態となり、そのご現在のような活用が行われるようになったとの事であります。当該用地については砂利も入り固く締まっていることなどを考えると今後、農地に戻す事は困難である事から本人申請のと通りの地目である宅地にすることがだとうであると考えます。

○議長

はい、それでは事務局並びに若林陽三推進委員の報告が終わりました。それではこれより質疑に入ります。

○議長

ございませんか。

それではなしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に移ります。討論ございませんか。

(討論なしの声あり)

○議長

討論なしと認めます。

それでは、これより議案第2号「土地の現況確認について」を採決いたします。それではお諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。したがって議案第2号「土地の現況確認については」は原案のとおり承認されました。

○議長

続きまして、議案第3「土地の現況確認について」を議題とします。それでは事務局の説明をお願いいたします。

○事務局（齋藤事務局次長）

資料を基に説明（現況確認）

○議長

只今、事務局の説明が終わりましたので、続きまして現地調査をされた佐藤正光推進委員に報告を求めます。

○4番 佐藤正光 推進委員

遅くなりました。推進委員の佐藤です。議案第3号、令和7年7月7日（月）に現地調査を行いました。

事務局から説明のあったとおり申請書内の現況地目は原野と山林の2種類がありまして、原野は草と雑木、山林と申請のある場所は杉等が生えていました。16筆全てにおいて今後、農地に戻すことは難しいと判断できる事から本申請のと通りの地目とすることが妥当であると考えます。

○議長

はい、ただいま事務局並びに佐藤正光推進委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質問のある方は挙手をしてから質問をしてください。

○議長

ないようですので、これで質疑を終わります。
次に討論に移りますが、討論ございませんか。

（討論なしの声あり）

○議長

討論なしと認めます。

それでは、これより議案第3号「土地の現況確認について」を採決いたします。それではお諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。したがって議案第3号「土地の現況確認については」は原案のとおり承認されました。

○議長

続きまして、議案第4号「西会津農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について」を議題とします。

○議長

それでは事務局の説明を求めます。

○事務局（齋藤事務局次長）

【農業振興地域の整備に関する法律 施行規則第3条の2の規定について説明】

○古川祐樹 農林振興課職員（資料により説明）

【用途区域の変更・・・農業施設用地（農業用機械格納庫）】

○議長

只今、事務局並びに農林振興課からの説明が終わりました。それではこれより質疑に入ります。

○議長

ございませんか。それでは無いようですのでこれで質疑を終わります。
これより討論に移ります。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

討論なしと認めます。

それではこれより議案第4号「西会津農業振興地域整備計画の変更に対する
意見決定について」採決します。

お諮りをいたします。本件は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがって議案第4号「西会津農業振興地域整備計画の変更に対する意見決
定について」は原案の通り承認されました。

○議長

以上で本日の付議事件はすべて終了いたしました。
続きまして次第 5. その他 に移ります。

○議長

「(1) 当面の日程について」事務局から説明を求めます

○事務局 (齋藤事務局次長)

資料を基に説明

○議長

続きまして「(2) 次回総会開催日について」事務局から説明を求めます。

○事務局（齋藤事務局次長）

（事務局より説明）

○議長

次回総会については8月20日水曜日、午前10時、大会議室で行うという事でもよろしくお願ひします。

○議長

「(3) その他」に移りますが皆さんから何かございましたらお願ひします。

○議長

何かございませんか。事務局、何かございませんか。

議長

なければ、以上で予定されておりました案件は全て終了いたしました。

これで「第23回西会津町農業委員会総会」を閉じます。お疲れ様でした。